

## 菟田町自治会女性役員参画推進補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この告示は、菟田町男女共同参画推進条例(平成19年菟田町条例第17号。以下「条例」という。)第8条に定める自治組織における男女共同参画推進の積極的な取り組みを支援するため、条例第19条に基づき、女性役員参画を推進する自治会に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、菟田町補助金交付規則(平成16年菟田町規則第7号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治会 菟田町自治会に係る加入促進及び活動推進に関する条例(令和3年菟田町条例第30号)第2条第2号に定める組織をいう。
- (2) 役員 自治会における総会において選出され、自治会運営に参画する者をいう。
- (3) 自治会運営に参画する者 自治会長が招集し、総会で議決された事業計画等の執行について議決する会議に出席が求められる者であって、通年で自治会の方針決定過程に関わる者をいう。

### (交付要件及び交付額)

第3条 この告示による補助金の交付の要件は、次の各号に掲げる要件を満たしていることとし、その補助金の額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 役員の数に対する女性の役員数の割合が3割以上であること。  
10万円
- (2) 自治会長が女性であること。 10万円
- 2 前項第1号の割合において、役員が2以上の役職を兼務しているときは、当該役員の割合の算定における数は、1とする。
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団若しくは

は暴力団員と密接な関係を有するものが役員となっている場合及び暴力団又は暴力団員の利益につながるおそれがある場合は、補助金の交付は行わない。

- 4 補助金の交付は、1自治会あたり1の年度につき1回限りとする。
- 5 補助対象期間は、交付を受ける年度の4月1日から翌年3月31日までとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする自治会は、荇田町自治会女性役員参画推進事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- 2 翌年度以降においても補助金の交付を受けようとする場合には、その都度前項に規定する申請書の提出を要するものとする。

(交付決定)

第5条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請に係る内容を審査の上、交付の可否を決定し、荇田町自治会女性役員参画推進事業補助金交付決定通知書(様式第2号。以下「通知書」という。)により申請者へ通知するものとする。

- 2 前項の規定により通知を受けた自治会は、荇田町自治会女性役員参画推進事業補助金請求書(様式第3号。以下「請求書」という。)を町長に提出するものとする。

- 3 町長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする

- 4 補助金を交付した年度において、女性役員の退任又は交代により、役員のうち女性の占める割合が3割未満又は自治会長が男性となった場合であっても、当該年度に交付した補助金の返還は要しない。

(予算計上)

第6条 前条第3項の規定により交付された補助金は、自治会の歳入予算に計上しなければならない

(使途)

第7条 補助金の使途は、各自治会の裁量によるものとし、町長は、補助金の使途について指定を行わない。

(実績報告)

第8条 補助金の交付を受けた自治会は、会計年度終了後30日以内に苅田町自治会女性役員参画推進事業補助金実績報告書(様式第4号)に係書類を添えて町長へ提出しなければならない。

(交付決定の取り消し等)

第9条 町長は、補助金を交付した自治会が偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたと認めるときは、交付決定を取り消すものとする。この場合において、既に補助金が交付されているときは、町長はその全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。